

# 四街道市第1回農業委員会議事録

令和6年4月10日(水)

## 第1回農業委員会総会会議次第

日時： 令和6年 4月10日  
午後 2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名

1番 梅 澤 久 史 委員

5番 林 田 静 治 委員

### 3. 議 事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第2号 令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第4号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第6号 農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による農地転用届出について

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

出席委員（12名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
5番 林田静治	6番 井岡信夫
7番 小金井貞夫	8番 細野裕樹
9番 勝山高治	10番 石川博行
11番 佐藤慎一	13番 溝口貴久
14番 橋本豊	15番 三石浩

欠席委員（2名）議席順

3番 佐藤由美子	12番 中村礼奈
----------	----------

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	井上 隆博
局長補佐	菅原 英明
主査	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

# 令和6年度第1回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和6年4月10日（水）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

## 1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和6年度第1回定例農業委員会総会を開会いたします。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員1番梅澤委員、5番林田委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

## 3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、近隣地で中古自動車及びその部品等の輸出及び国内販売を行う会社を経営しています。国道51号線の拡幅工事に伴い現在使用している事業地の一部が減るため、近接地で車両置場が必要となりました。

申請地は、既存施設に近接し利便性が高い土地であること等から選定しました。3,093平方メートルの畑に車両置場（43台分）を整備するものです。

申請地は、整地後碎石敷きします。隣接農地には、フラット鋼板フェンスで囲み、土砂等の流出を防止します。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認して

おります。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。  
位置につきましては22ページ及び23ページの案内図をご覧ください。  
説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る4月2日に第1班による事前調査会が行われております。  
班長の三石委員説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。4月2日に第1班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画共に妥当であり、第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議 長 続いて、地区担当の勝山委員説明をお願いします。

○勝山委員 9番勝山です。当該地へは、やや狭い道ではありますが4トン車位まで通れるという事で、今回の申請に繋がったと思います。景観のいい場所なので、非常に残念との気持ちはありますが、許可相当との判断が妥当と思います。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。  
質問はございますか。

○議 長 林田委員。

○林田委員 5番林田です。3,093平方メートルに43台との事ですが、内訳を詳しく教えて欲しい。

○議 長 事務局。

○事務局 乗用車ではなく、2トントラックや4トントラックを置くとのことなので、台数は少なくなっています。

○議 長 他に質問はございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。車両置場となっているので解体はないですよ。

○事務局 この場所では、解体は行わないとの事です。

○議 長 三石委員。

○三石委員 言いもれましたが、事前調査会時に現地を視察した際に、当該地への道路は、通学路となっているため、車両の出入りは朝夕の登下校時を避けるように要請を行っております。

○議 長 他に質問はございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。申請時の内容通りの事がその後も継続されているかどうか、追跡調査をしたことがあるのか。

○議 長 事務局。

○事務局 農業委員会としては、完了報告その後半年後に転用事実確認証明を取るのが原則です。それによって地目が農地から雑種地に替わります。橋本委員の言われていることは、理解しますが、あくまでも農業委員会としては、農地の段階であれば色々出来ますが、やることには限度があるのが実情です。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 行政として、どこかの部署で管理・監督する必要があるのではないかと。追跡調査は必要だと思う。許可が出てしまった後は、使い方が変化する可能性は否定できない。

○議 長 事務局。

○事務局 いろいろな業者がいるので、その可能性がないとは言えません。まずは担当委員の方には、許可が下りた後、土地利用計画に伴ったように完了が出来るように指導を継続して下さい。事務局としても、完了報告が上がってきても不十分な場合は、突き返しています。現実的には、農業委員会としては、そこまでかと思えます。

○議 長 細野委員。

○細野委員 法令の整備が不十分で、ペナルティがない事が現状に繋がっているのではないかと。

○議 長 勝山委員。

○勝山委員 根本の問題は、農地を手放してしまう事ではないかと。防ぐためには、農業委員会

として更に農業の魅力を伝えることが必要ではないか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 四街道市独自でこの様な案件を無くすことはできないか。あまりにも多すぎる。

○議 長 林田委員。

○林田委員 現状では書類が揃っていれば受けざるを得ないのではないか。また、完了後に雑種地になった後は、農地法では規制が出来ないのではないか。

○議 長 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(賛成多数)

○議 長 賛成多数ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第1号整理番号2項を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

申請人は、近隣地で鉄を中心とした金属スクラップ再生資源の回収業を行っております。業績の向上に伴い、新たな輸送用トラック車両置場が必要となりました。

申請地は、既存施設に近接し利便性が高い土地であること等から選定しました。682平方メートルの畑に駐車場(大型トラック5台分)及び資材置場を整備するものです。

申請地は、整地後碎石敷きします。隣接農地には80センチメートル程度セットバックし、コンクリート打設のうえ安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防止します。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認して

おります。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。  
位置につきましては24ページ及び25ページの案内図をご覧ください。  
説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号整理番号2項につきまして、去る4月2日に第1班による事前調査会が行われております。  
班長の三石委員説明をお願いします。

○**三石委員** 15番三石です。4月2日に第1班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画共に妥当であり、第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議 長** 続いて、地区担当の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。事務局や班長の説明のとおりです。近接農地所有者との話し合いによって、80センチ程セットバックをしてもらいました。また、一部分にコンクリートの基礎、及びトラックの荷台においてあるゴミ入れについては、顛末書と始末書をもってあります。更に入口部については、事前調査会時にセットバックを要望し、今回の利用計画図となっています。

○**議 長** 議案第1号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。  
質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

○**議 長** 議案第1号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(賛成多数)

○**議 長** 賛成多数ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第1号整理番号3項から7項は関連がありますので一括議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 整理番号3項から7項は関連がありますので一括でご説明いたします。

申請地は、栗山の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、浦安市で建設業を営み、船橋市に資材置場がありますが、現資材置場が手狭になり、新たな資材置場が必要となりました。

申請地は、四街道インターチェンジに近く利便性が高い土地であること等から選定しました。869平方メートルの畑に資材置場を整備するものです。

申請地は、整地後碎石敷きします。隣接農地には境界をマウンドアップし、土砂等の流出を防止します。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては26ページ及び27ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号3項から7項につきまして、去る4月2日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。4月2日に第1班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画共に妥当であり、第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議 長 続いて、地区担当の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 6番井岡です。事務局や班長の説明のとおりです。置場内には建設機械や単管パイプ等を置くとのことでした。

○議 長 議案第1号整理番号3項から7項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 林田委員。

○林田委員 5番林田です。道路の幅員はどの位ですか。また、隅切りはされているのかを確認したい。

○議 長 事務局。

○事務局 側道の幅員は6メートルです。土地が道路沿いなので、隅切りは必要ない状況です。

○林田委員 了解いたしました。

○議長 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議長 議案第1号整理番号3項から7項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号3項から7項につきましては、可決いたします。

○議長 議案第2号「令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 4ページをお開き下さい。

議案第2号 令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

5ページになりますが、第1次農用地利用集積計画(案)です。今回は、新規1件となります。また、借受者は、1人です。

番号1につきましては、吉岡の畑9筆で新規、利用権は賃貸借、終期は令和7年2月28日となります。

6ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第2号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について説明します。

前年度と同様、様式に変更はございません。内容につきまして、主なものをご説明いたします。

議案第3号、まず1枚目、Ⅰの農業委員会の状況については変更がありません。

ページを1枚めくっていただき8ページ、Ⅱの最適化活動の実施状況の1. 最適化活動の成果目標のうち、(1)農地の集積については、②の目標94ヘクタールに対し、実績は③にあるとおり、90ヘクタールでした。引き続き、耕作が継続できない等の情報がありましたら、利用集積を進める等お願いします。

(2)の遊休農地の発生防止・解消については、53ヘクタールが49ヘクタールに減少しています。アンケート等により自作等の回答を得た分を減しています。引き続き、耕作放棄地が増加しないように、常日頃からパトロールをお願いします。

9ページになります。(3)の新規参入の促進については、新規参入の方が4人、0.7ヘクタールの利用集積がありました。

10ページをご覧ください。2の最適化活動の活動目標のご説明となります。

(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、月5日で対象は中村委員を除く、農業委員13名、農地利用最適化推進委員8名です。(2)の活動強化月間の設定ですが、8月から10月に遊休農地の解消を取組項目として、遊休農地の調査を行いました。今後におかれましても、常日頃よりパトロールをお願いします。

11ページになります。(3)の新規参入相談会の参加について、四街道市文化センターで行われる「農業フェスティバル」で相談に応じています。第3号議案についての説明は以上です。

○議 長 議案第3号について事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第3号につきまして、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、承認いたします。

○議 長 次に、議案第4号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 12ページをご覧ください。

1の農業委員会の現状の体制に変更はありません。2の農家・農地等の概要について、認定農業者が20件から21件に増えました。耕地面積については、田が203ヘクタールから201ヘクタール、畑が434ヘクタールから425ヘクタールに減少しています。

13ページ、Ⅱの最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積については、②の目標にありますとおり目標を95ヘクタールにしています。

(2)遊休農地の解消については、現状は49ヘクタールです。引き続き、遊休農地の増加がないように、常日頃からパトロールをお願いします。

次のページ、14ページになります。(3)新規参入の促進については、新規4人、0.7ヘクタールの利用集積がありました。

2の最適化活動の活動目標ですが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、月5日で設定しています。些細な相談でも活動日誌の報告をお願いします。以下は昨年と同じ目標にしております。

説明は以上ですが、修正やご意見のある場合は、2週間以内に事務局に連絡をお願いします。

○議 長 議案第4号について事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第4号につきまして、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第4号につきましては、承認いたします。

○**議 長** 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 15ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項の1件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅に転用するという届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 16ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から次ページの4項までの4件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受け、専用住宅に転用するという届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 18ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、3月6日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局で現地確認を行い、20年以上前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号2項につきましては、3月12日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局で現地確認を行い、1筆については現況が畑であるため農地と回答いたしました。また、1筆は20年以上前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号3項につきましては、市街化農地で過去に農地法第4条届出済のため、非農地と回答いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 19ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の社会福祉施設（寄宿舍）への転用につきましては、3月26日に井岡委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 20ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の車両置場への転用につきましては、3月1日に三石委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号2項の社会福祉施設（寄宿舍）への転用につきましては、3月26日に井岡委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号3項の資材置場への転用につきましては、3月26日に職務代理者と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第6号「農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による農地転用届出について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 21ページをお開き下さい。

協議報告第6号 農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による農地転用の届出について、同条文により許可不要となっております、電気通信事業者から携帯電話基地局について農地転用の届出が提出されたので報告いたします。事業は、小名木地区で、3月11日から6月30日まで基地局を設置する届出です。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第6号について、事務局から説明がありました。  
質問はございますか。

○議長 細野委員。

○細野委員 21ページの協議報告第6号の件ですが、ここにアンテナを建てるという事ですか。

○事務局 その通りです。畑に電柱を1本建て中継基地となるアンテナを設置するものです。

○議長 他に質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第6号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

#### 4. その他

○議長 次に、その他に入ります。  
委員から何かございますか。

(意見なし)

○議長 事務局から何かありますか。

○事務局 地元委員は許可となった案件については、土地利用計画どおりに行われているかを完了まで確認して欲しいとの要請が行われた。

○議長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

5月の開催予定については、事前調査会が5月2日の木曜日に、第2班の委員にお願い致し

ます。

また、総会が5月8日水曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は5月2日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

## 5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時51分

令和6年4月10日

農業委員会長

議事録署名委員

1番

5番